

ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会第6回会合(議事要旨)

2020年7月14日(火)9時半～11時半

オンライン形式

1. 開会挨拶

2. 議事

(1)外務省主催セミナー「ビジネスと人権 政府による行動計画の策定と企業活動における人権の尊重」からの報告

ビジネスと人権に関する行動計画策定事業事務局より、本年2月に大阪で開催したセミナーのアンケート結果等を含む報告があった。

(2)「ビジネスと人権」に関する行動計画の原案に対するパブリックコメントの概要について

外務省より、本年2月17日から3月17日に実施した「ビジネスと人権」に関する行動計画の原案(以下、行動計画「原案」という。)についてのパブリックコメントで寄せられた主な意見の概要について、報告があった。

(3)行動計画「原案」の更新版について

行動計画「原案」の更新版について、外務省より説明があり、作業部会構成員から、行動計画「原案」に対する意見と質問等が以下のとおり寄せられた。

(氏家啓一 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長)

- ・ 行動計画「原案」更新版に対し、6つの点について意見を述べる。
- (1)全体を通じて、「政策の整合性」の記載を「政策の一貫性」への変更は評価。他方、「政策の一貫性」は国際的な義務と国の政策との間の垂直的一貫性と、国内の関係部局間の調整を図る水平的一貫性があり、両者をどう確保していくのか。
- (2)新型コロナウイルス感染症が人権に与える影響について、言及していただきたい。
- (3)行動計画の実施状況の確認のための指標は、予め公表される予定か。
- (4)行動計画の見直しは5年後になっているが、新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックが起きても行動計画の内容が不変であるとすれば、「Living Document」ではなくなってしまう。
- (5)今後行っていく具体的な措置の実施時期や期間等が不明瞭。
- (6)「行動計画「原案」更新版第2章1. 行動計画の基本的な考え方」の5つの優先分野のうち、3つは行動計画又はビジネスと人権の理解・促進・意識向上に関する事項なので、オンライン等を活用し、積極的に人権啓発を進めていただきたい。

- ・（行動計画の具体的な措置に関して）政策の実施府省庁は記載していただいたが、項目によって、誰がどのようにリーダーシップを取るかが不明瞭。
- ・行動計画は網羅的に政策を記載しているが、特に重視しなければならない要素として、企業の人権デュー・ディリジェンス実施を支援する政策、グローバルサプライチェーン上の人権や外国人労働者に対する取組、救済メカニズムとしてのOECD多国籍企業行動指針に基づく各国連絡窓口（日本NCP）の運用改善の3点が、国際社会の一員として期待されている部分であると考えます。
- ・現状の行動計画は、あらゆる政策を列挙しているが、今後は、取組をピックアップし、何をどのように修正していくのかを明確にしていくことが必要。

（齊藤一隆 中小企業家同友会全国協議会事務局長）

- ・ 作業部会ステークホルダー構成員からの第一要請書における共通要請事項（以下、「第一共通要請事項」という。）、第二要請書における共通要請事項（以下、「第二共通要請事項」という。）を行動計画に反映することを検討していただきたい。現時点では反映できないものも、検討を続けることを明記していただきたい。
- ・ 国際的に認められている人権基準で、日本が未批准の条約について、批准を進めていただきたい。また、国際的に認められた人権基準が社会でどの程度遵守されているかを検証していただきたい。
- ・ ビジネスと人権の関連政策間の一貫性を確保するためにも、中小企業庁の中小企業省への昇格や中小企業担当大臣の設置を検討していただきたい。
- ・ EU等で謳われている「Think Small First」、中小企業のことを第一に考える政策検討の原則を行動計画に明示してほしい。
- ・ レベル・プレイング・フィールドの形成に向けた行動を追加していただきたい。
- ・ 技能実習制度を見直し、外国人の労働環境や人権を守る仕組みの確立が必要。
- ・ 「行動計画「原案」更新版第2章1. 行動計画の基本的な考え方」において示された、「中小企業の理解促進と意識向上が本行動計画の実効性を高める」という記述を達成するためには、現在の「今後行っていく具体的な措置」は不十分。
- ・ 中小企業向けのガイドブックの作成・普及、中小企業の好事例の収集・普及、中小企業団体における人権デュー・ディリジェンスの促進組織の設立を通じた取組の促進、下請中小企業振興法の振興基準における指導原則への言及、未来を拓くパートナーシップ構築推進会議で進められているパートナーシップ構築宣言の取組の中で指導原則について取り上げ、人権デュー・ディリジェンスの実施を宣言に盛り込むこと等を要望する。
- ・ 行動計画の具体的な措置を実施する行程表や到達度を測る指標・仕組みが必要。
- ・ ステークホルダーの共通要請事項に記載のとおり、ステークホルダー関与型の行動計画実施・モニタリング・改定の体制を整備することを改めて要望したい。

(銭谷美幸 第一生命ホールディングス株式会社 経営企画ユニットフェロー/第一生命保険株式会社 運用企画部フェロー/エグゼクティブ・サステナブルファイナンス・スペシャリスト)

- ・ 国内機関投資家の立場として、これまでスチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードが、日本経済の「再興戦略の重要な柱」として始まったことを踏まえ、両コードにおいて行動計画を念頭においた運営がされることが重要と考える。
- ・ 前回のコーポレートガバナンス・コード改訂後、環境では経済産業省においてTCFDに関する研究会が設けられ、環境省においてグリーンボンドガイドライン等が策定されたように、ビジネスと人権に関しても、関係府省庁で研究会の設置やガイドラインの作成等を進め、企業側の認識を高める必要がある。
- ・ グローバル投資家においては、既にビジネスと人権に関する取組も含めて企業を評価しているが、3月に改訂されたスチュワードシップ・コードに「サステナビリティの考慮」が初めて盛り込まれ、今回、国内投資家の間でも認識が一段と高まった。コーポレートガバナンス・コード再改訂の過程において、行動計画を念頭に置いた議論を行うとともに、ビジネスと人権に係るガイドラインの作成をお願いしたい。
- ・ パブリックコメントに、これまでの女性活躍推進取組に対する厳しいコメントが並んでいる。特に女性に関しては、男女雇用機会均等法の制定から30年が経過しているが、日本におけるダイバーシティの浸透度や、女性を含むマイノリティの人達の活躍が低迷している事実は明らか。既存施策の延長ではなく、国際社会において日本がジェンダーの視点からも評価されることを目指すべき。
- ・ ジェンダーに限らず、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大で明らかになった子どもや外国人等を含めた弱い立場の人への配慮及び取組に関して、SDGsの「誰一人取り残さない」理念を踏まえた行動計画を作成していただきたい。
- ・ 行動計画の改定が3年後ではなく5年後であること、具体的な実施状況のモニタリングの方法や重要業績評価指標(KPI)、新しい取組の記載が無いことが課題。
- ・ 今後早急に実施状況のモニタリング方法に関する具体策を検討し、KPI等の指標として参考となるガイドラインを作成する研究会等の設置をお願いしたい。
- ・ 政府や企業の取組の実施状況のモニタリングを考える上で、施策立案や取組の情報の透明性が担保されて初めて、信頼が形成されると考える。

(高橋大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会幹事)

- ・ 各施策に関して担当府省庁を特定していること、より網羅的に関係府省庁の既存の施策と「ビジネスと人権」の関連付けを行っていること、ステークホルダーの

要請に応じた文言の追加・修正を行っている点は評価。

- ・ しかし、行動計画「原案」更新版の記載は、既存の施策の継続がほとんどであり、人権デュー・ディリジェンスや救済メカニズムに関する仕組みの整備や改善に関する施策がほとんど無いという点では、以前の行動計画「原案」と変わらない。
- ・ 本行動計画の策定以前に、企業による人権尊重を促進するという「ビジネスと人権」の視点を組み込んで推進されている施策はほとんど無かったという認識であり、既存の施策の継続のみでは不十分であることは明らか。
- ・ 人権に関する日本企業の取組に対する外部評価は高いとは言えない。既存政策の継続では、指導原則の実施を通じた国際的な人権の保護及び推進や、日本企業の国際的な競争力の確保・向上の達成という目的のためには不十分。
- ・ 人権デュー・ディリジェンスの実施や救済へのアクセスの確保に関して、企業にインセンティブを付与し、政府として支援する仕組みの整備が不可欠。このような仕組みの整備や改善に関する取組がほとんど無く、引き続き検討していただきたい。
- ・ 「行動計画「原案」更新版第2章1. 行動計画の基本的な考え方(5)」では、「セーフティーネット」という記載があるが、「救済メカニズム」ではなく、「セーフティーネット」という用語の使用が適切か検討していただきたい。
- ・ 当初の行動計画の優先分野では、「救済メカニズムの整備及び改善」と記載。行動計画「原案」更新版の「第2章1. (5)」では、改善について反映されていない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が人権に与える影響について行動計画に明記していただきたい。行動計画の実施段階で具体的な検討や意見交換の実施が不可欠。
- ・ (「行動計画「原案」第4章」の、)「ステークホルダーとの意見交換」を実施する根拠を具体化していただきたい。ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会・諮問委員会に準ずる組織体の設置を行動計画に明記していただきたい。
- ・ 人権デュー・ディリジェンスに関するガイダンスを策定するために、関係府省庁やステークホルダーで構成する分科会を設置しても良いのではないかと。
- ・ 行動計画実施後の関係府省庁連絡会議の設置根拠を明確化していただきたい。議事資料等を公開し、府省庁間の議論の内容が分かるようにしていただきたい。
- ・ 行動計画策定後、早期に、実施に向けてのロードマップを提示していただきたい。
- ・ 昨年9月に作業部会ステークホルダー構成員が提出した各団体からの意見書に対しても、将来の行動計画の実施・改定における議論の参考とするためにも、是非回答を検討していただきたい。
- ・ 既存の取組の中で、人権デュー・ディリジェンスに関する周知をどのように行ってきたのか、今後どのように進めるのかお伺いしたい。

(田中竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー)

- ・ 行動計画を実施する上で、いかに国連「ビジネスと人権に関する指導原則」と一

貫性を持たせていくかが重要。そのためには、評価指標を設け、PDCAサイクルで効果を測定し、関係団体が対話や情報共有を行い、行動計画を評価することが必要。国内外の経済団体及び労働組合、NGO、国際機関等との連携を強化してほしい。

- ・ 第二共通要請事項では、ステークホルダーが関与するモニタリングのための会議体を設置することを提案したが、設置根拠の明文化を検討していただきたい。
- ・ 行動計画自体の透明性や包摂性を確保するためにも、社会的に脆弱なグループ等から意見を聴く手続の確保を検討していただきたい。
- ・ 第二要請書では、新型コロナウイルス感染症に関する記載を要望した。作業部会ステークホルダー構成員の様々な意見や、国際的な視点を踏まえ作成したものであり、是非行動計画に反映していただきたい。
- ・ (「行動計画「原案」更新版第2章2. (3)人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組ア」における)「ILO多国籍企業宣言」の周知に関する記載について、「OECD多国籍企業行動指針」に関する記載と同じように「関係機関と協力しつつ」という文言を入れ、足並みを揃えていただきたい。
- ・ (「行動計画「原案」更新版第2章2. (2)人権を保護する国家の義務に関する取組 エ. 人権教育・啓発」に)「国際機関と協調の上で」と挿入していただきたい。
- ・ 企業向けのガイダンスについては、非常にインパクトが大きいため、ステークホルダーの意見を聞いて作成を進めて頂くことが望ましい。
- ・ 中核的労働基準のうち、日本が未批准の105号、111号条約に加え、強制労働に関する29号条約の議定書についても、批准の検討を加速していただきたい。
- ・ 日本NCPについて、行動計画「原案」では、「担当三省間の連携強化、円滑化に努める」という文言が入っていたが、行動計画「原案」更新版ではこの文言が削除されているので、理由を説明していただきたい。

(松岡秀紀 ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム副代表幹事)

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、特に社会的に脆弱な層、あるいは周縁化された層に集中的に影響がある。そのような観点は国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にも記載。是非とも行動計画で言及していただきたい。
- ・ 行動計画「原案」更新版について、政策の一貫性に関する記載や担当府省庁の明記、人権への配慮から尊重という文言への変更、子どもの権利とビジネス原則の明記等、細かい部分の修正について、尽力していただいた点に感謝。同時に、これらの修正は逆に課題が明確になったということであり、今後が重要になる。NAP 公表までにどれだけ補強するか、公表後にどうアップデートしていくかが問われる。その意味で、NAP「原案」更新版の第4章が極めて重要。その点、第二共通要請事項でも言及している。とくに政策の一貫性が極めて重要。

- ・ しかし、行動計画「原案」から、全体の基調はあまり変わっていない。色々な施策を記載しているが、指導原則の考え方に基づいて精査されていない。
- ・ 負の影響の特定とギャップ分析は必要であり、これまでできていなかったとすれば、NAP 公表後も含めてやっていく必要がある。なお、ステークホルダー団体から意見を聞くことがギャップ分析ではない。政策の形成過程の中に内在させる必要がある。
- ・ ビジネスと人権で最も重要な要素、目的は人権の保護、企業でいうと人権の尊重であり、この点ジョン・ラギー(注:元「人権と多国籍企業」に関する国連事務総長特別代表)も繰り返し述べている。問題は、NAP を実行していく段階で、どう取り組んでいくかということ。負の影響とギャップの分析をしっかりと行うことで、こうした問題も見えてくる。
- ・ (「行動計画「原案」更新版第1章3. 行動計画の策定を通じ目指すもの」において)「社会的弱者になるリスク又は社会的に取り残されるリスクの高いグループに属する個人の権利とニーズ及び直面する課題に特に注意を払う」とあるが、この記述をどのような措置を講じることで具体化していくのか。
- ・ (同じく第1章3. において、)「政府、政府関連機関、地方公共団体等が「ビジネスと人権」に関する理解を促進し、意識を向上させていく上で、関連する法令、政策等の一貫性を確保し、かつ、関係府省庁間において連携を強化することが重要である」と記載があるが、具体的にどう実行していくのか。
- ・ (行動計画「原案」更新版第2章2. (2)エにおいて)「関係府省庁において実施する職員向け講義にて、「ビジネスと人権」の分野の取扱いを検討していく」とあるが、どこでどのように政策の一貫性を担保しながら検討を行っていくのか。
- ・ (行動計画「原案」更新版第2章2. (2)において)「人権教育・啓発に関する基本計画」のどの部分に基づいて啓発・教育を行っていくのか。この取組は、人権教育・啓発白書に記述される予定かお伺いしたい。国際人権基準に基づいていないという、2月に開催されたビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会で提示された意見に答えていただきたい。
- ・ (行動計画「原案」更新版第2章2. (4)において)裁判官向けの「各種人権に関する研修」について、具体的内容やテーマをお伺いしたい。
- ・ (「行動計画「原案」更新版第2章2(2)ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大」において)日EU経済連携協定に関する具体的な措置に記載されている「労働者等の幅広い層の人々が恩恵を受ける経済連携協定及び投資協定の締結への継続的な努力」を、今後、どのように実施する予定か。

(長谷川知子 (一社)日本経済団体連合会常務理事・SDGs本部長)

- ・ 経団連としては、行動計画を国の成長戦略として位置付け、SDGsへの貢献と日

本企業の国際競争力及び持続可能性の向上に繋がるようなものにしてほしい。

- ・ 行動計画「原案」更新版は、ビジネスと人権に関する日本の既存の政策を網羅的に取りまとめており、資料として参考になるが、他方、重要項目がわかりづらい。
- ・ 日本企業が人権デュー・ディリジェンスを実施するための手引きとなるような日本語のガイダンスの策定やツールの開発、中小企業を中心とした普及・促進に取り組むことを行動計画の中で明記していただきたい。
- ・ 海外進出日系企業に関する支援では、日本貿易振興機構(JETRO)の海外地域事務所等における行動計画の周知や人権デュー・ディリジェンスに関する啓発活動等も明記していただきたい。
- ・ 第二共通要請事項のとおり、新型コロナウイルス感染症が人権に与える影響について言及を検討していただきたい。経団連の2020年度事業方針では、ウィズコロナにおける人権や環境、デジタル技術を活用した成長戦略を通じて持続可能でレジリエントな経済社会を構築することを掲げている。行動計画でも国際的な視点も踏まえて、コロナとビジネスと人権の関係を明記していただきたい。
- ・ 行動計画「原案」更新版第4章に関して、実施状況のモニタリングでは、ステークホルダーの関与プロセス・方法をより具体的に行動計画内に明記していただきたい。関係府省庁連絡会議でのモニタリング結果や議事録の公表、評価指標も含めたモニタリング結果の報告書の公表等、透明性を高める取組の明記を要望。

(片山銘人 日本労働組合総連合会総合国際政策局国際政策局長)

- ・ 国際基準と照らして、不足部分について行動計画に明記すべき。日本が未批准のILO条約等について批准をしていく点を行動計画に明記していただきたい。
- ・ (「行動計画「原案」更新版第4章」に関して)行動計画の実施状況に関するモニタリングについては、ステークホルダーと相談した上で、評価指標に基づいて分析を行い、行動計画として足りない部分は補っていくことが重要。
- ・ 他の構成員と同様に、新型コロナウイルス感染症についてもやはり書き込むべきであると思っている。既に医療従事者を中心に、人権問題は発生している。こういった人々を救済する意味でも、新型コロナウイルス感染症とともに、人権行政をどのように行っていくのかということを行行動計画に明記していただきたい。

3. 質疑応答

(外務省)

- ・ 実施・モニタリング・改定の体制整備については、行動計画「原案」更新版の第4章に、次のとおり記載している。
 - 実施状況の確認にあたっては、可能な限り客観的な指標を用いることに努めるとことは明記。同時に、既存の評価指標がある場合はそれらも活用す

るという点も盛り込んだ。

- 現在の関係府省庁連絡会議は行動計画策定のためのものだが、実施に当たって同様の枠組みを設ける旨、記載。
- 行動計画に掲げた施策について1年間の実施状況をまとめることに加えて、その中に新たな施策がある場合にはそれらの実施状況を含むものとし、行動計画の内容のみに限定する趣旨ではないことを明記。
- 実施状況については、ステークホルダーの皆様と共有し、ご意見をお伺いすることとしている。ご意見をお伺いする場の議事概要を公表し、実施状況やそれらに対するステークホルダーの皆様からの評価が対外的に公表される形が確保できるのではないかと考えている。
- 行動計画の期間は5年間を維持。他方で、3年後を目途に中間レビューの実施に加え、4年目から改定作業に着手することも明記。
- ・ 社会的弱者のニーズ及び課題に特に注意を払っていく記載については、パブリックコメント等で寄せられた意見も踏まえ、指導原則の一般原則における記述を念頭に追記した。行動計画を実施するに当たり目指すものという観点から、関係府省庁で一致して記載したものであり、この点を踏まえて、今後、関係府省庁において施策を実施していく。
- ・ 関係府省庁間の連携を強化するという制度的な枠組みとして、関係府省庁連絡会議を設け、各府省庁が施策を実施することとしている。
- ・ 関係府省庁における職員向け講義については、関係府省庁で一致したこの内容を踏まえて各府省庁において今後検討。

(法務省)

- ・ 「人権教育・啓発計画に関する基本計画」の第4章に「人権教育・啓発に関する推進方策」が記載されており、これに基づいて、各種の人権課題に関する教育や啓発の取組を実施するに当たって、ビジネスと人権の観点を踏まえて実施していく。
- ・ 行動計画に基づいて実施する人権教育・啓発は、人権教育・啓発白書にも記載したいと考えている。

(文科省)

- ・ 「人権教育・啓発に関する基本計画」は、主に第4章を中心に、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくための方策を提示している。これに基づき、各府省庁が各種の人権課題に関する教育や啓発の取組を実施するに当たって、ビジネスと人権の観点を踏まえていくと理解している。

(法務省)

- ・ 裁判官への人権研修については、任官時を含め、新しい職務やポストに就いた際に各種の研修を実施していると聞いている。裁判官への研修は司法研修所で行われており、人権分野を専門とする大学の先生や人権擁護に関わっている機関の職員等の方々をお招きし、各種人権課題や人権に関する諸条約に関する講演のカリキュラムを実施。

(厚生労働省)

- ・ 本行動計画の策定に関する議論が本格的に始まった今年から、当省のホームページにおいて「ILO多国籍企業宣言」を掲載しており、新たな取組である。
- ・ 「ILO多国籍企業宣言」と「OECD多国籍企業行動指針」に関する記載ぶりを揃える点についての御指摘は、「関係機関との協力」が具体的に何を指しているのか確認しながら、今後記述を検討していく。

(松岡秀紀 ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム副代表幹事)

- ・ 行動計画「原案」で使用されている「社会的弱者」という表現より、「社会的に脆弱」という表現の方が、誤解がないと思う。「社会的弱者」は温情主義的なニュアンスがある場合があることを懸念する。「取り残される」という文言も、“Marginalized” (周縁化される)の方が適切ではないか。
- ・ ビジネスと人権に関係する省庁内での理解を促進し、意識を向上させる、をどうしていくかについて回答がなかった。加えて、地方公共団体が非常に重要。そこをどうしていくかの回答もなかった。
- ・ 関係府省庁連絡会議の設置は、何らかの根拠規定が必要。
- ・ 「人権教育・啓発に関する基本計画」の第4章を踏まえ、ビジネスと人権の観点を盛り込んで取組を実施するという回答があったが、諮問委員会での指摘や同旨多数となっているパブコメでの指摘に答えていない。14年前に策定されたこの基本計画は、全体的に見直す必要があるのではないか。特に、ビジネスと人権という観点から、現状を捉え直す必要がある。
- ・ 裁判官に対する人権研修について記載している脚注の文章について概要は承知したが、何故この記載は脚注に含めているのか。行動計画を英訳し、海外に発信をするときに、どのような記載ぶりになるのか懸念がある。

(氏家啓一 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長)

- ・ ステークホルダーとの接点等を確保した関係府省庁連絡会議の設置担保を明確にしていきたい。
- ・ パブリックコメントに「女性活躍推進法の効果と成果について検証し、女性活躍を阻む原因を取り除くための具体的な施策を「行動計画」に示すべき」との指摘が

あるように、国民や民間企業、行動計画を注視する方々が期待しているのは、こういうレベルの実施状況に対する行動計画とモニタリングではないか。

(高橋大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会幹事)

- ・ 各団体から提出した意見書に対する回答に関するご質問と、人権デュー・ディリジェンスに関する周知方法に関するご質問には、回答していただけるのか。

(外務省)

- ・ 意見書は行動計画を策定するに当たって、どういったものを盛り込むべきかという観点からインプットをしていただいたものであると認識しており、それに対して回答を用意することは想定していなかった。他方、現在、パブリックコメントへの回答を作成しているところだが、パブリックコメントで頂いているご意見の中で、作業部会構成員の意見書と重複をしている部分もあると考えている。

(高橋大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会幹事)

- ・ ステークホルダー所属団体からの意見書に記載した内容について、追加的にパブリックコメントで提出をする必要はないと認識していたため、あえて同内容の意見を提出しなかった。提出した意見書に関して政府がどのように対応されたのか、所属団体に説明していく必要がある。個別に回答することが難しくとも、将来の行動計画の実施・改定における議論の参考とするために、全般的な回答を行うことを検討していただきたい。

(外務省)

- ・ 本日頂いたご質問には、追って回答させていただきます。

4. 閉会挨拶

(了)

第6回「ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会」

出席者一覧

ステークホルダー	
氏名	所属・役職
氏家 啓一	(一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長
斉藤 一隆	中小企業家同友会全国協議会事務局長
銭谷 美幸	第一生命ホールディングス株式会社 経営企画ユニットフェロー 第一生命保険株式会社 運用企画部フェロー エグゼクティブ・サステナブルファイナンス・スペシャリスト
高橋 大祐	日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会幹事
田中 竜介	国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー
松岡 秀紀	ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム副代表幹事
長谷川 知子	(一社)日本経済団体連合会常務理事・SDGs本部長
片山 銘人	日本労働組合総連合会総合国際政策局国際政策局長
オブザーバー	
荒田 有紀	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会持続可能部長

参加府省庁	
省庁名	課・室
内閣官房	東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局
内閣府	大臣官房企画調整課
消費者庁	消費者政策課国際・研究室
金融庁	企画市場局企業開示課
警察庁	長官官房企画課
総務省	大臣官房総務課
法務省	大臣官房国際課
外務省	総合外交政策局人権人道課
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室
文部科学省	大臣官房国際課国際戦略企画室
厚生労働省	大臣官房国際課
農林水産省	国際部国際機構グループ
経済産業省	通商政策局国際経済課
国土交通省	総合政策局国際政策課
環境省	地球環境局国際連携課
防衛装備庁	調達管理部調達企画課
政府関係機関	
組織名	部・課
(独)国際協力機構	総務部

(了)